

名古屋市告示第498号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 6年名古屋市告示第 430号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 6年10月21日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 指定を解除する区域

名古屋市南区滝春町 1番の一部及び 1番82の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課